

令和3年 2月 5日

~~1月15日~~

教職員・学生 各位

理事（国際担当）・副学長  
垣内 喜代三

**緊急事態宣言期間の延長に伴う水際対策措置の継続について  
新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に係る新たな措置について**

このたび、日本国政府が緊急事態宣言期間の延長を決定したことに伴い、令和3年1月15日付けで通知した水際対策措置は、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、引き続き実施されますので、お知らせします。

~~このたび、日本国政府は、水際対策に係る新たな措置を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。~~

なお、水際対策措置は流動的でありますので、特に、外国人の受入れを計画されている方におかれては、外務省や在外公館のホームページ等で最新の情報をご確認くださいようお願いいたします。

記

【外国人の新規入国の一時停止】

1. 「レジデンストラック」(中長期滞在者の新規入国。例：留学生)及び「ビジネストラック」(短期商用者向け)の運用一時停止。
2. 対象国・地域  
タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国、中国
3. 停止期間  
令和3年1月14日午前0時（日本時間）～緊急事態解除宣言の発出日~~（令和3年2月8日）~~

【検疫の強化】

1. 国籍を問わず、滞在国・地域を問わず、全ての日本への入国者・再入国者・帰国者（以下「帰国者等」という。）に対し、出国前72時間以内に実施したCOVID-19に関する「陰性」であることの検査証明書（以下「検査証明書」という。）の提出が必要です。
2. 検査証明書が提出できない場合は、検疫所が確保する宿泊施設等で待機することが求められます。なお、検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置を取ることがあります。
3. 全ての帰国者等に対し、日本入国時にCOVID-19に関する検査が実施されます。

4. 英国及び、南アフリカ、アイルランド、イスラエル、ブラジル・アマゾナス州からの帰国者等に対しては、空港検疫での上記3の検査結果が「陰性」と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機することになります。
5. 海外（英国及び、南アフリカ、アイルランド、イスラエル、ブラジル・アマゾナス州除く）からの帰国者等で、検査証明書を提出できない場合は、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機することになります。  
※検疫の流れについては、別紙「2021年1月9日2月2日以降の検疫フロー」を参照ください。
6. 全ての帰国者等は、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機（自主隔離）、位置情報の保存、保健所等からの位置情報の提示を求められた場合には応じること等についての誓約書の提出が必要です。
7. 誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象になる場合があります。なお、氏名、国籍等の情報が公表される可能性があります。また、在留資格保持者については、在留資格取消手続き及び退去強制手続き等の対象となる可能性があります。
8. 現時点においては、上記1～7の措置は、緊急事態宣言解除の有無に関わらず、当分の間、実施されます。

《参考 URL》

外務省

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)（日本語）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22e\\_000925.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22e_000925.html)（英語）

「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)（日本語）

[https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e\\_001053.html](https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001053.html)（英語）

厚生労働省

「水際対策に係る新たな措置について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

（日本語のみ）

【本件担当】

研究・国際部 国際課

担当：濱田、里村

内線：6249、6245

E-mail: kokusai [at] ad.naist.jp

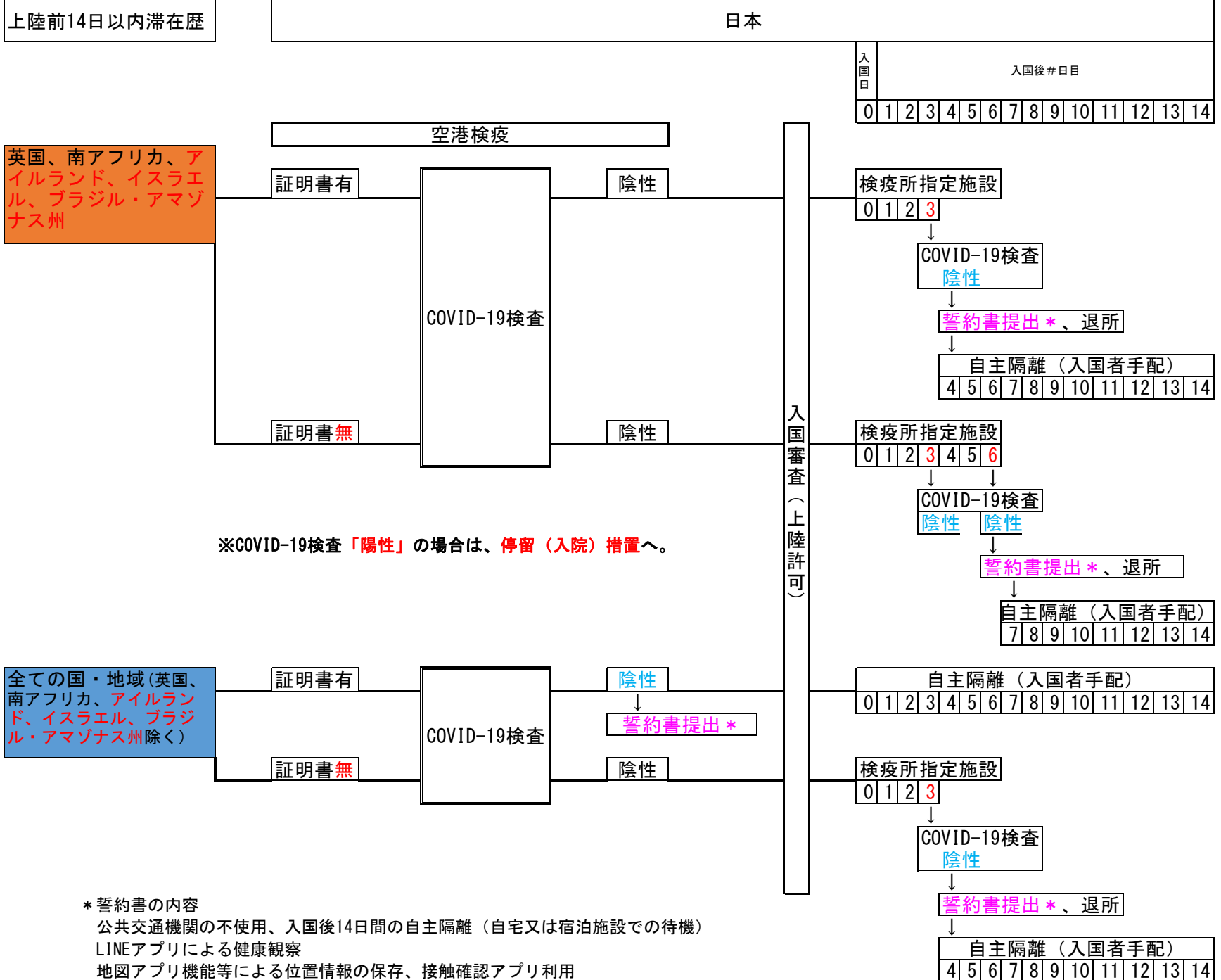
# 「2021年2月2日以降の検疫フロー」

**【措置内容】**

国籍を問わず、滞在国・地域を問わず、日本へ入国（帰国）する全ての人は、出国前72時間以内のCOVID-19「陰性」検査証明書の提出が必要。

検査証明書を提出できない場合は、検疫所が確保する宿泊施設等（以下「検疫所指定施設」という。）で待機が求められる。  
（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合有。）

全ての帰国者等は、誓約書の提出が必要。誓約に違反した場合は、検疫法による停留の対象となる場合有。氏名及び感染拡大の防止に資する情報が公表される可能性有。在留資格保持者（例：留学生）は、加えて国籍の公表及び在留資格取消手続き等の可能性有。



**【重要情報(厚生労働省)】**

海外から日本へ来られるすべての方へ

・国籍を問わず、日本への入国に際し、出国前72時間以内の検査証明書を提出する必要があります。

・検査証明書を提出できない場合は、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。  
(検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。)

\* 誓約書の内容  
公共交通機関の不利用、入国後14日間の自主隔離（自宅又は宿泊施設での待機）  
LINEアプリによる健康観察  
地図アプリ機能等による位置情報の保存、接触確認アプリ利用  
保健所等からの位置情報の提示に応じること 等

\* 誓約書を提出しない者に対しては、検疫所が確保する宿泊施設で14日間待機することが要請される。